

平成29年10月

このパンフレットには別冊があります。
併わせてご覧ください。

外国人技能実習生総合保険のご案内

外国人技能実習生総合保険は、海外旅行傷害保険普通保険約款に外国人研修生特約、技能実習特約、治療費用の支払責任の一部変更に関する特約等を付帯したものです。



外国人技能実習生総合保険に加え団体総合生活補償保険（標準型）もあわせてご案内いたします。

取扱代理店（お問い合わせ先）

株式会社 国際研修サービス

〒105-0014 東京都港区芝3-43-16 KDX三田ビル9階
TEL:03(3453)3700 FAX:03(3453)3703

【引受保険会社】 三井住友海上火災保険株式会社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
東京海上日動火災保険株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

公益財団法人 国際研修協力機構

目次

I. 外国人技能実習生総合保険 3

1. この保険の特徴 3
2. 保険契約者・保険加入者・被保険者 3
3. 補償内容 4
4. 保険金額・保険料 6
5. ご契約方法とご加入手続き 6
6. 外国人技能実習生総合保険の補償内容のあらまし 8

II. 団体総合生活補償保険(標準型) 11

1. この保険の特徴 11
2. 保険契約者・保険加入者・被保険者 11
3. 補償内容 11
4. 保険金額・保険料 12
5. ご契約方法とご加入手続き 13
6. 団体総合生活補償保険(標準型)の補償内容のあらまし 14

※(株)国際研修サービスのホームページ(<http://www.k-kenshu.co.jp/>)「Q&A」に詳しい解説がありますので、ぜひご覧ください。



I. 外国人技能実習生総合保険

2010年7月に外国人研修生・技能実習生の保護充実を内容とした改正入管法が施行され、受入れに当たって、実習実施者等が労災保険の届出等の措置を講じていなければならない、また、「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」において、公的保険を補完する民間の傷害保険等に加入することも、その保護に資するものとされました。

【法務省ガイドライン「技能実習生の入国・在留管理に関する指針」】

毎年、不慮の事故や疾病に遭遇する技能実習生が見受けられることから、関係法令に基づき健康保険等に加入することはもちろんのこと、これらの公的保険を補完するものとして民間の傷害保険等に加入することについても、技能実習生の保護に資するものといえます。

そこで上記の民間の傷害保険として、技能実習生専用の外国人技能実習生総合保険が開発されました。つきましては、その内容をご案内いたしますので、ご加入方ご検討くださいますようお願い申し上げます。

■外国人技能実習生総合保険のご加入にあたり

- 外国人技能実習生総合保険にご加入いただくことで、技能実習生がケガや病気となった場合であっても安心して治療を受けていただけますので、充実した技能実習活動に役立つ保険といえます。
- 近年、研修生、技能実習生の実習中の事故に加え、日常生活における死亡事故も発生しておりますが、その際、補償に関するトラブルが発生している状況にあります。
監理団体や実習実施者がそのトラブルを円滑に解決させるため、遺族の方々の悲しみを少しでも和らげるため、また、実習実施者の突発的な出費に備えるためにも、この保険はお役に立つものと考えます。

1 この保険の特徴

1. 技能実習生が母国出国から母国等への帰国手続きを終了するまで、在留資格「技能実習1号」、「技能実習2号」、「技能実習3号」を合わせた（初期）講習期間を含む実習実施期間中の全期間をカバーする保険ですので、在留資格の変更に伴う保険加入漏れを防ぐことができます。
2. 治療費用については、国民健康保険、健康保険等の資格取得の時期を考慮し、母国出国から一定期間は100%補償されます。
3. 公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）が窓口となって取扱うことで、割引率が適用された保険料でご加入いただけます。（全ての加入者から申し込まれる被保険者数により割引率が変更になる場合があります。）

（注）外国人技能実習生総合保険とは、海外旅行傷害保険に外国人研修生特約、技能実習特約および治療費用の支払責任の一部変更に関する特約等をセットしたものです。

2 保険契約者・保険加入者・被保険者

保険契約者 : 公益財団法人 国際研修協力機構

保険加入者 : 監理団体または実習実施者（企業単独型の場合はその企業）

被保険者（保険の対象となる方）：技能実習生（「技能実習」の在留資格をもって技能実習に従事するもの）

3 補償内容

外国人技能実習生の思いがけないアクシデントに対し、実習実施者として十分な補償を備える必要があります。

技能実習制度5年延長に伴う手続きについて、技能実習制度5年延長時には、JITCO保険の再加入が必要となります。

補償対象期間

時系列	出国	帰国	再入国	帰国
在留資格	技能実習1号(1年)	技能実習2号(2年)	技能実習3号(2年)	再加入手続きのタイミング
外国人技能実習生総合保険	技能実習生向けの保険(3年まで)		再加入で2年延長	

補償範囲

時系列	出国	帰国	再入国	帰国
期間	治療費用100%補償期間※1	治療費用30%補償期間	治療費用30%補償期間	
死亡時の補償【日常生活】		死亡保険金(一時金)	死亡保険金(一時金)	
後遺障害の補償【日常生活】		後遺障害保険金(一時金)	後遺障害保険金(一時金)	
傷害、疾病治療費【日常生活】	治療費用の100%補償※2	国民健康保険、協会けんぽ、組合管掌健康保険(70%給付) 治療費用の30%補償※3	国民健康保険、協会けんぽ、組合管掌健康保険(70%給付) 治療費用の30%補償※3	
第三者への損害賠償【日常生活】		損害賠償金、訴訟費用等	損害賠償金、訴訟費用等	
死亡、危篤時への救援者費用		救援者(ご家族)の往復交通費、ホテル宿泊費等	救援者(ご家族)の往復交通費、ホテル宿泊費等	

- ※1 傷害、疾病治療費用を100%補償する期間は、加入時に「15日・1か月・2か月」の3パターンから選択いただくことになります。
- ※2 治療費用100%補償期間中であっても公的保険からの補償が受けられる場合は、お支払いする保険金が調整される場合があります。
- ※3 治療費用100%補償期間終了後は、雇用契約が発効されず健康保険等の被保険者になっていない場合、健康保険等の被保険者であっても健康保険対象外の治療によって健康保険等からの給付がなされない場合、技能実習終了後の日本国を出国してから母国等で帰国手続きを終了するまでの間で健康保険等の被保険者になっていない場合は、実際に負担される治療費用に30%を乗じた額でのお支払いになります。

死亡・後遺障害、治療費用、疾病治療費用、疾病死亡保険金について、治療費用100%補償期間終了後は、業務上の事由または通勤によらない傷病のみが保険金お支払いの対象となります。

この保険は次の保険金をお支払いします

責任期間中の、急激かつ偶然な外来の事故によるケガや、病気の発病を補償します。

■ 治療費用保険金

(事故日からその日を含めて180日以内に要した費用)



■ 疾病治療費用保険金

(最初の治療日からその日を含めて180日以内に要した費用)



■ 死亡・後遺障害保険金

(事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合もしくは後遺障害が生じた場合)

■ 疾病死亡保険金

■ 賠償責任保険金

過って、他人の物を壊したり、他人をケガさせて、法律上の損害賠償責任を負担したときにお支払いします。



職務遂行に基づく損害賠償や実習生の居室に与えた損害に対する損害賠償を除きます。
なお、示談交渉サービスはありません。

■ 救援者費用等保険金

病気またはケガにより死亡したり、危篤状態となったときに、現地までの親族等の渡航費用等をお支払いします。



保険金をお支払いしない主な場合

■ 妊娠・出産・流産・早産およびこれらに起因する病気



■ 歯科疾病

ただしケガによる歯科治療を除きます。



■ 業務上・通勤途上の傷病

(治療費用100%補償期間終了後)



いずれの傷病も死亡・危篤状態となった場合は、救援者費用等保険金のお支払いの対象となります。

※保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、後記「6. 外国人技能実習生総合保険の補償内容のあらまし」をご確認ください。

幅広い補償内容のご紹介

■ 治療費用100%補償期間終了後の業務上災害・通勤途上災害でも救援者費用等保険金はお支払いします。

ロボットの稼働設定ミスにより、予想外の動きで製品とロボットの間で頭部を挟まれ、危篤状態となりました。本件は業務上災害なので、治療費用保険金や後遺障害保険金はお支払いできませんでしたが、ご家族が中国から駆けつけた際の航空券代(60万円)・その他現地までの交通費(15万円)・宿泊費(30万円)・国際電話料等の通信費等(10万円)で総額約115万円をお支払いしました。

■ 地震によるケガや死亡に対しても補償します。

地震で倒れたタンスの下敷きになってケガをしたり、大地震で社員寮が倒壊し亡くなられた場合、治療費用保険金や死亡保険金をお支払いします。

■ 自転車運転中の交通事故に伴う賠償金もお支払いします。

被保険者が歩道を自転車で走行中に、前方不注意で歩行者(60歳)と衝突。歩行者は転倒して前歯を折り、腰を強打し全治6か月のケガ。入院加療中の休業損害も発生。

被害者(歩行者)の治療費(200万円)・通院交通費(10万円)・休業損害(80万円)・慰謝料(80万円)で総額約370万円をお支払いしました。

4 保険金額・保険料

標準的なタイプをお示ししております。下記以外の保険期間や在留期間の途中でもご加入いただけますので、(株) 国際研修サービスにご相談ください。

タイプ	保 険 金 額						保 険 料		
	傷 害		疾 病		賠償責任	救援者費用	治療費用 100% 補償期間	滞在期間 …12か月 保険期間 …13か月	滞在期間 …36か月 保険期間 …37か月
	死亡・ 後遺障害	治療費用	死 亡	治療費用					
1	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	1億円	300万円	15日	13,330円	30,020円
							1か月	13,810円	30,500円
							2か月	14,070円	30,950円
2	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	1億円	300万円	15日	17,340円	39,210円
							1か月	17,910円	39,810円
							2か月	18,130円	40,250円
K	1,000万円	70万円	1,000万円	70万円	5,000万円	200万円	15日	11,140円	25,030円
							1か月	11,430円	25,340円
							2か月	11,610円	25,680円
A	700万円	100万円	700万円	100万円	3,000万円	200万円	15日	10,720円	23,900円
							1か月	11,130円	24,320円
							2か月	11,380円	24,720円
B	1,000万円	100万円	1,000万円	100万円	3,000万円	200万円	15日	13,080円	29,450円
							1か月	13,550円	29,920円
							2か月	13,830円	30,380円
C	1,500万円	100万円	1,500万円	100万円	3,000万円	200万円	15日	17,070円	38,610円
							1か月	17,650円	39,210円
							2か月	17,860円	39,640円
D	700万円	300万円	700万円	300万円	3,000万円	200万円	15日	19,650円	42,840円
							1か月	20,390円	43,520円
							2か月	21,180円	44,580円
E	1,000万円	300万円	1,000万円	300万円	3,000万円	200万円	15日	22,000円	48,420円
							1か月	22,750円	49,300円
							2か月	23,490円	50,190円
F	1,500万円	300万円	1,500万円	300万円	3,000万円	200万円	15日	26,210円	57,690円
							1か月	27,000円	58,540円
							2か月	27,820円	59,560円

(注) 保険料は、ご加入の被保険者数により変更される場合があります。

5 ご契約方法とご加入手続き

(1) ご契約方法

■治療費用100%補償期間の設定の仕方

●母国を出国してから日本における社会保険が適用になるまでの間は、保険金額を上限として治療費用を100%補償することが可能となるよう、治療費用100%補償期間を設定することをおすすめいたします。

■保険期間（保険に加入する期間）の設定の仕方

●外国人技能実習生総合保険は、「技能実習」の在留資格を有する期間を補償の対象としているため、技能実習予定期間に応じて、保険期間を設定します。

保険期間の設定につきましては、母国を出国してから日本へ入国するまでの移動期間等を考慮して、保険期間が不足しないように、技能実習予定期間に1か月の余裕を設けて設定することをおすすめいたします。

技能実習予定期間	保険期間
12か月	13か月
36か月	37か月

(注) 保険始期は設定日の午前0時から始まり、保険終期は終了日の午後12時までとなります。

重要

■保険責任期間（補償の対象となる期間）のご説明

●設定された保険期間内において、この保険にて保険会社が支払責任を負う期間（補償の対象となる期間）は以下のとおりです。

(注) 設定した保険期間内でも、保険責任期間に含まれない場合は、補償の対象となりません。

保険責任期間

被保険者が技能実習の目的をもって、母国等からの出国手続きを終了したときから、日本国における技能実習を終了し、母国等への帰国手続きを終了するまでとなります。

ただし、以下に該当する場合は、母国等への帰国手続きを終了する前でも保険責任期間は終了します。

(a) 被保険者証明書記載の保険期間の末日（＝帰国予定日）の午後12時において、帰国手続きが終了していない場合は、保険期間の末日の午後12時をもって終了します。

ただし、帰国手続きが保険期間の末日の午後12時までに行われることが予定されているにもかかわらず、次の事由のいずれかによって遅延した場合は、保険責任の終期はその事由により帰国手続きが通常遅延すると認められる時間で、かつ72時間を限度に延長されます。

①被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の航空機・船舶・車両等の交通機関のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航もしくは運休

②交通機関の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能

③被保険者が治療を受けたこと

④被保険者が乗客として搭乗している交通機関または入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束、被保険者の誘拐等（本事由についての延長期間は72時間に限らず、被保険者が解放され正常な旅行行程につくまでに要した時間だけ延長されます。ただし、帰国手続きを終了したときまたは当初予定していなかった目的地に向けて出発した時のいずれか早い時までとします。）

(b) 保険期間の末日より前に技能実習の在留期間が満了した場合は、その時点で保険責任は終了します。

ただし、技能実習を終了し、在留期間満了前に日本国を出国していた場合は、母国等への帰国手続きを終了するまでとなります。

(c) 技能実習の在留期間が満了する前であっても、保険期間の末日より前に技能実習が終了しないまま被保険者が日本国から出国した場合には、その時点において保険責任は終了します。

ただし、被保険者が再入国許可（みなし入国許可）を得て出国した場合には、出国の日の後30日間は保険責任は継続し、また、日本への再入国後も保険責任は継続します。出国の日の後30日間を過ぎた後に再入国した場合は、保険への再加入手続きが必要です。

(2)ご加入手続き

■加入依頼書の提出

下記のいずれかの方法によりお申し込みください。

①WEBでの加入申込

(株)国際研修サービスのホームページ（<http://www.k-kenshu.co.jp/>）もしくは直接リンク先（k-kenshu.net）から加入内容を入力いただき、お申込ください。

②書面での加入申込

『保険加入依頼書』に必要事項を記入し、ご捺印のうえ（公財）国際研修協力機構の能力開発部にご提出いただくか、(株)国際研修サービスに郵送願います。

（注）『保険加入依頼書』にご記入の際は、記載事項に間違いがないか十分にご確認ください。記載事項が事実と相違している場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

■保険料のお支払い

保険料は出国日が確定し、出国するまでに（公財）国際研修協力機構の下記指定口座にご送金ください。

誠に恐れ入りますが振込手数料は貴社にてご負担願います。

払込先銀行	みずほ銀行 東京中央支店	三井住友銀行 東京公務部
普通預金口座	2883107	900809
受取人	ザイ) コクサイケンシユウキヨウリヨクキコウ (ホケンリヨウグチ)	

注意

■出国日確定通知および入国資格欠格者通知書のご提出

技能実習生の母国等からの出国日が確定し、入国が確認できたときには、『技能実習生出国日兼入国資格欠格者通知書』に出国日他必要事項を記入し、すみやかに(株)国際研修サービスに通知していただきます。

■保険責任の開始日

出国確定日以降、技能実習生が母国等における出国手続きを終了したときから保険責任が開始します。ただし、加入依頼書の提出と保険料の振込手続きが済んでいなければ保険金のお支払対象となりませんので、出国前に手続きを終えてください。

（注）保険料の振込手続きが遅れた場合は、着金日より保険金のお支払対象となります。

■被保険者証明書の発行

技能実習生各人に『被保険者証明書』を発行します。

6 外国人技能実習生総合保険の補償内容のあらまし

補償重複 マークがある保険金についてのご注意

被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、保険金の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の要否を判断のうえ、ご契約ください。
※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

他の保険契約等 マークがある場合の取扱いについて

他の保険契約等がある場合、保険金の種類によりお支払いする保険金の取扱いが次のとおりとなります。

お支払いする保険金の額

保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額^(※1)の合計額が、損害の額もしくは費用の額^(※2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。

- ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額^(※1)
- ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額もしくは費用の額^(※2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額^(※1)を限度とします。

(※1) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

(※2) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。

※印を付した用語については、10ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	責任期間*中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 【注】 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ
	責任期間*中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が生じた場合	後遺障害*の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%~4%をお支払いします。 【注1】 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。 【注2】 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 【注3】 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあつた後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 【注4】 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、「引受保険会社が保険金を支払うべきケガ」の治療*によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ
傷 後遺障害保険金	責任期間*中の事故によるケガ*のため、治療*(義手、義足の修理を含みます。)*を受けられた場合 補償重複 他保険契約等	被保険者が現実に出した次の費用のうち社会通念上妥当な金額で、かつ、保険事故と同等のその他の事故(疾病治療費用保険金の場合は、保険金をお支払いする場合の病気の発病と同等のその他の病気の発病)に対して通常負担する金額相当額をお支払いします。ただし、事故の発生の日または治療*を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用に限り、 ア. 診療関係、入院*関係の費用 イ. 義手、義足の修理費用(治療費用保険金のみ対象) ウ. 入院により必要となった次の費用(1疾病*につきウ.エを合計して10万円限度) A. 交通費 B. 治療のための通訳雇入費 C. 国際電話料等通信費 D. 身の回り品購入費(3万円限度) エ. 通院により必要となった交通費(1疾病*につきウ.エを合計して10万円限度) オ. 救急措置として被保険者を病院・診療所に移送するための緊急移送費 カ. 病院・診療所に専門医師がいなかったりその病院・診療所での治療が困難なことから、他の病院・診療所へ移転するための費用 など	●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見*のないもの など
	①「責任期間*中に発病*した病気*」または「責任期間終了後48時間以内に発病した病気(その病気の原因が責任期間中に発生したものに限り、)」のため、責任期間終了後48時間を経過するまでに治療*を開始された場合 ②責任期間中に感染した所定の感染症*のため、責任期間が終了した日からその日を含めて14日を経過するまでに治療を開始された場合 補償重複 他保険契約等	被保険者が現実に出した次の費用のうち社会通念上妥当な金額で、かつ、保険事故と同等のその他の事故(疾病治療費用保険金の場合は、保険金をお支払いする場合の病気の発病と同等のその他の病気の発病)に対して通常負担する金額相当額をお支払いします。ただし、事故の発生の日または治療*を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用に限り、 ア. 診療関係、入院*関係の費用 イ. 義手、義足の修理費用(治療費用保険金のみ対象) ウ. 入院により必要となった次の費用(1疾病*につきウ.エを合計して10万円限度) A. 交通費 B. 治療のための通訳雇入費 C. 国際電話料等通信費 D. 身の回り品購入費(3万円限度) エ. 通院により必要となった交通費(1疾病*につきウ.エを合計して10万円限度) オ. 救急措置として被保険者を病院・診療所に移送するための緊急移送費 カ. 病院・診療所に専門医師がいなかったりその病院・診療所での治療が困難なことから、他の病院・診療所へ移転するための費用 など (日本国内における治療の場合にご注意ください。) 柔道整復師(接骨院・整骨院等)による施術の場合、治療費用の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師*の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。 【注】 保険金のお支払額は、1回の事故および1疾病につき、それぞれ、治療費用保険金額、疾病治療費用保険金額が限度となります。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気* ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為による病気 ●妊娠、出産、早産または流産による病気 ●歯科疾病(虫歯や歯冠・歯根・歯肉に関する疾病) ●戦争、その他の変乱*、暴動による病気(テロ行為による病気は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気 ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見*のないもの(疾病治療費用保険金の場合) ●ピッケル、アイゼン等登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病 ●本人希望によるお薬代(ピル代など)や入院時の室料差額代 など
疾病治療費用保険金	責任期間*中の事故によるケガ*のため、治療*(義手、義足の修理を含みます。)*を受けられた場合 補償重複 他保険契約等	被保険者が現実に出した次の費用のうち社会通念上妥当な金額で、かつ、保険事故と同等のその他の事故(疾病治療費用保険金の場合は、保険金をお支払いする場合の病気の発病と同等のその他の病気の発病)に対して通常負担する金額相当額をお支払いします。ただし、事故の発生の日または治療*を開始した日からその日を含めて180日以内に要した費用に限り、 ア. 診療関係、入院*関係の費用 イ. 義手、義足の修理費用(治療費用保険金のみ対象) ウ. 入院により必要となった次の費用(1疾病*につきウ.エを合計して10万円限度) A. 交通費 B. 治療のための通訳雇入費 C. 国際電話料等通信費 D. 身の回り品購入費(3万円限度) エ. 通院により必要となった交通費(1疾病*につきウ.エを合計して10万円限度) オ. 救急措置として被保険者を病院・診療所に移送するための緊急移送費 カ. 病院・診療所に専門医師がいなかったりその病院・診療所での治療が困難なことから、他の病院・診療所へ移転するための費用 など (日本国内における治療の場合にご注意ください。) 柔道整復師(接骨院・整骨院等)による施術の場合、治療費用の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師*の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。 【注】 保険金のお支払額は、1回の事故および1疾病につき、それぞれ、治療費用保険金額、疾病治療費用保険金額が限度となります。	●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見*のないもの(疾病治療費用保険金の場合) ●ピッケル、アイゼン等登山用具を使用する山岳登山を行っている間に発病した高山病 ●本人希望によるお薬代(ピル代など)や入院時の室料差額代 など

	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病死亡保険金	<p>①責任期間*中に病気*のため、死亡された場合</p> <p>②「責任期間中に発病*した病気」または「責任期間終了後48時間以内に発病した病気(その病気の原因が責任期間中に発生したものに限ります。)」のため、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。ただし、責任期間終了後48時間を経過するまでに治療*を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていたことを要します。</p> <p>③責任期間中に感染した所定の感染症*のため、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合</p>	<p>疾病死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。</p>	<p>前ページ「疾病治療費用保険金」の保険金をお支払いしない主な場合と同じ</p>
賠償責任保険金	<p>責任期間*中の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の財物に損害を与え、被保険者が法律上の損害賠償責任を負われた場合</p> <p>補償重複 他の保険契約等</p>	<p>損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額(訴訟費用または判決による遅延損害金を含みます。)、損害防止費用等をお支払いします。</p> <p>注1 法律上の賠償責任の額のお支払額は、1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。</p> <p>注2 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者または被保険者の故意による損害 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したりなくしたことによる損害賠償責任。ただし、被保険者が滞在する宿泊施設*の客室*に対する損害賠償責任はお支払いの対象となります。 ●被保険者と同居する親族*や旅行行程*を同じにする親族に対する損害賠償責任 ●自動車・オートバイ等の車両(ゴルフ場の乗用カートおよびレジャーを目的として使用中のスキーモービルを除きます。)、船舶(ヨットおよび水上オートバイを除きます。)、航空機、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●被保険者の心神喪失による損害賠償責任 <p>など</p> <p>(*)「客室」には、客室内の動産ならびに客室外におけるセイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。</p>
救護者費用等保険金	<p>救護対象者*が次の①～④のいずれかに該当したことにより、被保険者*^(*)が費用を負担された場合</p> <p>①次のいずれかに該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●責任期間*中に被ったケガ*または責任期間中の自殺行為のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ●病気*または妊娠、出産、早産もしくは流産を直接の原因として、責任期間中に死亡した場合 ●責任期間中に発病*した病気のため、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合(ただし、責任期間中に治療*を開始し、かつ、その後も引き続き治療を受けていたことを要します。) <p>②責任期間中に救護対象者が危篤*^(*)となった場合</p> <p>③責任期間中に救護対象者が搭乗している航空機または船舶の行方不明もしくは遭難した場合または山岳登山*^(*)中に遭難された場合</p> <p>④責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故により救護対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合</p> <p>(*)この補償条項により補償を受ける方で、保険契約者、救護対象者または救護対象者の親族*をいいます。</p> <p>(*)重傷または重病のため生命が危く予断を許さない状態であると医師*が判断した場合をいいます。</p> <p>(*)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するものをいいます。</p> <p>補償重複 他の保険契約等</p>	<p>被保険者が負担された次のA～カの費用のうち社会通念上妥当な部分で、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する費用相当額を、その費用の負担者にお支払いします。</p> <p>A. 遭難した救護対象者*の捜索、救助または移送する活動に要した費用</p> <p>イ. 救護者*の現地*までの往復航空運賃等の交通費(救護者3名分まで)^(*)</p> <p>ウ. 救護者の現地および現地までの行程での宿泊施設*の客室料(救護者3名分かつ1名につき14日分まで)^(*)</p> <p>エ. 治療*を継続中の救護対象者を現地から移送する費用^(*)</p> <p>オ. 遺体の移送費用</p> <p>カ. 諸雑費(救護者の渡航手続費および救護対象者もしくは救護者が現地において支出した交通費、国際電話料等通信費、救護対象者の遺体処理費等をいいます。)(20万円限度)^(*)</p> <p>(*)上記イ、ウについては、左記「保険金をお支払いする場合」の④の場合において救護対象者の生死が判明した後または救護対象者の緊急な捜索・救助活動が終了した後には現地に赴く救護者にかかる費用は除きます。</p> <p>(*)救護対象者が戻戻しを受けた帰国のための運賃または救護対象者が負担することを予定していた帰国のための運賃や、治療費用保険金・疾病治療費用保険金の「保険金のお支払額」A、イ、オ、カで支払われるべき費用については除きます。</p> <p>(*)治療費用保険金・疾病治療費用保険金の「保険金のお支払額」ウ、エで支払われるべき費用については除きます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、救護対象者*または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による費用(自殺行為により死亡された場合は保険金をお支払いしません。)、犯罪行為または闘争行為による費用 ●自動車等*の無資格運転・酒気帯び運転*(いずれも死亡された場合には保険金をお支払いしません。)*または麻薬等を使用しての運転中の事故による費用 ●戦争、その他の変乱*、暴動による費用(テロ行為による費用は、戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による費用 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足る医学的他覚所見*のないものによる費用 <p>など</p>

●この契約には「戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

死亡・後遺障害、治療費用、疾病治療費用、疾病死亡保険金について、治療費用100%補償期間終了後は、業務上の事由または通勤によらない傷病のみが保険金お支払いの対象となります。

また、治療費用保険金および疾病治療費用保険金については、病院に直接支払った費用等の自己負担額が保険金のお支払対象となりますが、治療費用100%補償期間終了後において、健康保険等の公的制度からの給付が無い場合には、治療費用に対しお支払いする保険金は、実際に負担される治療費用に30%を乗じた額をお支払いします。

※印の用語のご説明

- 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
- 「医師」とは、被保険者^(*)が医師である場合は、被保険者^(*)以外の医師をいいます。
(*)救護者費用等補償条項の場合は、救護対象者^{*}とします。
- 「1疾病」には、合併症および続発症を含みます。
- 「救護者」とは、救護対象者^{*}の捜索、救助、移送、看護または事故処理を行うために現地^{*}へ赴く救護対象者の親族^{*}(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。
- 「救護対象者」とは、被保険者証明書記載の被保険者をいいます。
- 「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(*)を含みます。
(*)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
- 「現地」とは、事故発生地または救護対象者^{*}の収容地をいいます。
- 「後遺障害」とは、治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見^{*}のないものを除きます。
- 「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 「宿泊施設」とは、ホテル等の宿泊施設をいい、居住施設を除きます。
- 「所定の感染症」とは、コレラ、ペスト、天然痘、発疹(しん)チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫(がっこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。(感染症追加補償特約をセットしています。)
- 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者^{*}および3親等内の姻族をいいます。
- 「責任期間」とは、被保険者や救護対象者が技能実習の目的をもって国籍国等からの出国手続を終了してから、日本国における技能実習を受けた後、国籍国等への帰国手続を終了するまでをいいます。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。
- 「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 「治療」とは、医師^{*}が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 「入院」とは、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- 「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方を含みます。
- 「発病」とは、医師^{*}の診断^(*)による発病をいいます。
(*)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 「病氣」とは、ケガ^{*}以外の身体の障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早産および流産を除きます。
- 「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- 「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等^{*}を運転することをいいます。

■ご加入の際のご注意

- ①この保険は、(公財)国際研修協力機構を保険契約者とし、実習実施者または監理団体を保険加入者、技能実習生を被保険者とする海外旅行傷害保険包括契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として(公財)国際研修協力機構が有します。
なお、技能実習生専用の保険ですので、技能実習生以外は加入することができません。
- ②この保険はパンフレット表紙記載の保険会社による共同保険であり、幹事会社(三井住友海上)が他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。(引受割合については(公財)国際研修協力機構までお問い合わせください。)
- ③(株)国際研修サービスは、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、(株)国際研修サービスにお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- ④このパンフレットは「海外旅行傷害保険(外国人研修生特約、技能実習特約、治療費用の支払責任の一部変更に関する特約付帯)」の概要についてご説明したものです。詳細につきましては、海外旅行傷害保険普通保険約款および特約によりますが、ご不明な点がありましたら(株)国際研修サービスまたは引受保険会社にお問い合わせください。ご加入に際しては必ず「重要事項のご説明」をよくお読みください。なお、ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者より被保険者全員にこのパンフレットの内容をご説明いただきますようお願いいたします。

(株)国際研修サービス

ご加入に関することや、事故のご連絡・ご相談：TEL **03-3453-3700** FAX **03-3453-3703**

Ⅱ. 団体総合生活補償保険(標準型)

外国人技能実習生総合保険の上乗せ保険として、団体総合生活補償保険(標準型)を用意いたしました。この保険は、保険期間中に発生した急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者(保険の対象となる方)がケガをされたとき等に保険金をお支払いする商品です。

1 この保険の特徴

1. 保険期間は、最長12か月までの設定ができます。
2. 政府労災保険等、他の保険から保険金が支払われる場合であっても、上乗せして保険金をお支払いいたします。

2 保険契約者・保険加入者・被保険者

保険契約者 : 公益財団法人 国際研修協力機構

保険加入者 : 監理団体または実習実施者(企業単独型の場合はその企業)

被保険者(保険の対象となる方): 技能実習生(「技能実習」の在留資格をもって技能実習に従事するもの)

3 補償内容

24時間補償タイプ 主に下記のような場合に保険金をお支払いします。

交通事故をはじめ、日常生活中に起きる急激かつ偶然な外来の事故による色々なケガを補償します。



日常生活でのケガ



スポーツ中のケガ

就業中のみ補償タイプ

仕事および通勤途上のケガを補償します。



通勤途上ではねられたときのケガ



技能実習中のケガ

- ご加入いただく場合は、「24時間補償タイプ」と「就業中のみ補償タイプ(*)」の2種類から補償タイプを選択していただけます。
(*) 就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約をセットします。
- 就業中のみ補償タイプを選択した場合、講習は就業に該当しませんので、講習期間中は保険金のお支払対象外となります。
- 保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「6. 団体総合生活補償保険(標準型)の補償内容のあらまし」をご確認ください。

4 保険金額・保険料

■保険金額（1口あたり）

	プラン1	プラン2
傷害死亡・後遺障害※1	100万円	100万円
傷害入院保険金日額※2	1,000円	—
傷害通院保険金日額	400円	—

※1 傷害後遺障害保険金は、後遺障害の程度によって傷害死亡・後遺障害保険金の4%～100%となります。

※2 入院を補償するプラン（プラン1）は傷害手術保険金もお支払対象となります。傷害手術保険金のお支払額は入院中に受けた手術の場合は傷害入院保険金日額の10倍、入院中以外の手術の場合は傷害入院保険金日額の5倍となります。

■一時払保険料（1口あたり）

【24時間補償タイプ】

		10か月	11か月	12か月
プラン1	職種級別A	2,830円	3,090円	3,380円
	職種級別B	3,810円	4,200円	4,570円
プラン2	職種級別A	1,070円	1,170円	1,280円
	職種級別B	1,440円	1,590円	1,730円

【就業中のみ補償タイプ】

		10か月	11か月	12か月
プラン1	職種級別A	1,030円	1,140円	1,240円
	職種級別B	2,030円	2,230円	2,430円
プラン2	職種級別A	390円	430円	470円
	職種級別B	770円	840円	920円

■職種級別表

コード	分類	職業級別	コード	分類	職業級別
31	農林作業（農業関係）	B	64	計器・光学機械器具組立・修理作業（機械・金属関係）	A
36	漁業作業（漁業関係）	B	68	木製品製造作業（家具製作）	B
76	建設作業（建設関係）	B	70	印刷・製本作業（印刷、製本）	A
74	食料品製造作業（食品製造関係）	A	71	プラスチック製品製造作業（プラスチック成形）	A
66	製糸・紡織作業（繊維・衣服関係）	A	65	その他の機械組立・修理作業（塗装、溶接、工業包装）	A
67	裁断・縫製作業（繊維・衣服関係）	A	63	輸送機械組立・修理作業（自動車整備）	A
61	金属製造加工作業（機械・金属関係）	A	86	サービス職業従事者（ビルクリーニング）	A
62	電気機械器具組立・修理作業（機械・金属関係）	A			

（注1）オートバイ競争選手や猛獣取扱者等の特別危険な職業または危険を有する方は対象外となりますので、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

（注2）自動車（二輪自動車（オートバイ）を除きます）を用いて配達・宅配作業や郵便物・電報の集配作業に従事する場合は、職種コード51に該当します。

■加入限度

被保険者1名あたり、プラン1で5口、プラン2で5口が限度となります。

また、プラン1、プラン2合わせて10口が限度となります。

5 ご契約方法とご加入手続き

(1) 保険期間の設定

- ①就業中のみ補償タイプを選択した場合は、(初期)講習期間中は補償対象とならないことから、(初期)講習期間を除いた保険期間を設定いただくようお願いいたします。
 - ②保険期間は12か月までとなりますので、36か月の加入を希望される場合は、初年度に12か月の保険期間でご加入いただき、その後、1年毎に更新手続きを行っていただくことで、36か月の補償が可能となります。
- (注) 保険始期は設定日の午前0時から始まり、保険期間が終了する月の保険始期応当日午後4時までとなります。また、更新後の保険期間は午後4時から始まります。

(2) ご加入手続き

■加入依頼書の提出

下記のいずれかの方法によりお申し込みください。

①メールでの加入申込

(株)国際研修サービスのホームページ(<http://www.k-kenshu.co.jp/>)より加入依頼書をダウンロードいただき加入内容を入力(捺印不要)のうえhoken@k-kenshu.co.jpにご送付ください。

②書面での加入申込

『保険加入依頼書』に必要事項を記入し、ご捺印のうえ(公財)国際研修協力機構の能力開発部にご提出いただくか、(株)国際研修サービスに郵送願います。

(注)『保険加入依頼書』にご記入の際は、記載事項に間違いがないか十分にご確認ください。記載事項が事実と相違している場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

■保険料のお支払い

保険料は出国日が確定し、出国するまでに(公財)国際研修協力機構の下記指定口座にご送金ください。誠に恐れ入りますが振込手数料は貴社にてご負担願います。

払込先銀行	みずほ銀行 東京中央支店	三井住友銀行 東京公務部
普通預金口座	2883107	900809
受取人	ザイ) コクサイケンシユウキヨウリヨクキコウ (ホケンリヨウグチ)	

注意

■団体総合生活補償保険(標準型)加入通知書の提出

被保険者ごとの保険の始期日が確定したところで、『団体総合生活補償保険(標準型)加入通知書』に保険始期日等を記入し、すみやかに(公財)国際研修協力機構に通知していただきます。

■保険責任の開始日

ご提出いただく『団体総合生活補償保険(標準型)加入通知書』に記載された保険始期日から保険責任が開始します。

ただし、加入依頼書の提出と保険料の振込手続きが済んでいなければ保険金のお支払対象となりませんので、ご注意ください。

(注) 保険料の振込手続きが遅れた場合は、着金日より保険金のお支払対象となります。

■被保険者証明書の発行

技能実習生各人に『被保険者証明書』を発行します。

6 団体総合生活補償保険(標準型)の補償内容のあらまし

※印を付した用語については、15ページの「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害 保険金	傷害死亡 保険金 ★傷害補償 (標準型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 [注] 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*によるものである場合には、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けているに足りる医学的他覚所見*のないもの ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)*によって生じた肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ など [注] 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は、補償の対象にはなりません。
	傷害後遺障害 保険金 ★傷害補償 (標準型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が生じた場合 後遺障害*の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の100%~4%をお支払いします。 [注1] 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 [注2] 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 [注3] 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 [注4] 既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	傷害入院 保険金 ★傷害補償 (標準型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。) [傷害入院保険金日額]×[傷害入院の日数]をお支払いします。 [注1] 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 [注2] 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
	傷害手術 保険金 ★傷害補償 (標準型)特約	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術*を受けられた場合 次の算式によって算出した額をお支払いします。 ①入院*中に受けた手術の場合…[傷害入院保険金日額]×10 ②①以外の手術の場合…[傷害入院保険金日額]×5 [注] 1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限りま。また、1事故に基づくケガ*について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。	
	傷害通院 保険金 ★傷害補償 (標準型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) [注] 通院されない場合で、骨折、脱臼、靱(じん)帯損傷等のケガを被った所定の部位*を固定するために医師*の指示によりギプス等*を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。 [傷害通院保険金日額]×[傷害通院の日数]をお支払いします。 [注1] 事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。 [注2] 傷害入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 [注3] 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	

●就業中のみの傷害危険補償(事業主・役員・従業員)特約をセットした「就業中のみ補償タイプ」の場合、次に掲げるケガ*に限り、傷害保険金をお支払いします。

①②以外の場合

職業または職務に従事している間(通常の通勤途上を含みます。)のケガ

②被保険者が企業等の役員または事業主である場合

次のアまたはイのいずれかに該当する間のケガ

ア.企業等の役員または事業主としての職務に従事している間(通常の通勤途上を含みます。)で、かつ、次のいずれかに該当する間

・企業等の就業規則等に定められた正規の就業時間中(被保険者の休暇中を除きます。)

・企業等の施設内にいる間および企業等の施設と企業等の他の施設との間を合理的な経路および方法により往復する間

・取引先との契約、会議(会食を主な目的とするものを除きます。)等のために、取引先の施設内にいる間および取引先の施設と住居

または企業等との間を合理的な経路および方法により往復する間

イ.被保険者に対し労災保険法等(*)による給付が決定されるケガが発生した場合の職務従事中および通勤中

(*)日本国の労働災害補償法令をいいます。

●柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

●すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

補償対象外となる運動等

山岳登山^(※1)、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機^(※2)操縦^(※3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(※4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗

その他これらに類する危険な運動

(※1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいいます。

(※2)グライダーおよび飛行船を除きます。

(※3)職務として操縦する場合を除きます。

(※4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

※印の用語のご説明

●「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

●「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。

●「ギブス等」とは、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギブスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バスタバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。

●「競技等」とは、競技、競争、興行^(※)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。

(※)いずれもそのための練習を含みます。

●「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。

●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。

「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。

「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。

「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。

「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状^(※)を含み、次のいずれかに該当するものを含まません。

①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒

(※)継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

●「後遺障害」とは、治療^(※)の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見^(※)のないものを除きます。

●「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

●「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等^(※)を運転することをいいます。

●「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。

①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為^(※1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。

②先進医療^(※)に該当する診療行為^(※2)

(※1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。

(※2)②の診療行為は、治療^(※)を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

●「乗用具」とは、自動車等^(※)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。

●「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。

・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱

・長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長管骨を含めギブス等^(※)の固定具を装着した場合に限り、

・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギブス等の固定具を装着した場合に限り、

●「先進医療」とは、手術^(※)を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限り、をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。

●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

●「治療」とは、医師^(※)が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

●「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療^(※)を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含まれません。

●「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。

●「入院」とは、自宅等での治療^(※)が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師^(※)の管理下において治療に専念することをいいます。

■ご加入の際のご注意

①この保険は、(公財)国際研修協力機構を保険契約者とし、実習実施者または監理団体を保険加入者、技能実習生を被保険者とする団体総合生活補償保険(標準型)包括契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として(公財)国際研修協力機構が有します。

なお、技能実習生専用の保険ですので、技能実習生以外には加入することができません。

②この保険はパンフレット記載の保険会社による共同保険であり、幹事会社が他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。(引受割合については(公財)国際研修協力機構までお問い合わせください。)

③(株)国際研修サービスは、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、(株)国際研修サービスにお申し込みいただき有効に成立した契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

④このパンフレットは「団体総合生活補償保険(標準型)」の概要についてご説明したものです。詳細につきましては、普通保険約款および特約により、ご不明な点がございましたら(株)国際研修サービスまたは引受保険会社にお問い合わせください。ご加入に際しては必ず「重要事項のご説明」をよくお読みください。なお、ご加入者と被保険者が異なる場合は、ご加入者より被保険者全員にこのパンフレットの内容をご説明いただきますようお願いいたします。

(株)国際研修サービス

ご加入に関することや、事故のご連絡・ご相談：TEL **03-3453-3700** FAX **03-3453-3703**

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

1. 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご確認ください。

保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)

保険金額(ご契約金額)

保険期間(保険のご契約期間)

保険料・保険料払込方法

2. 加入依頼書への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要項目です。

内容をよくご確認いただき、加入依頼書に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。

記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

・加入依頼書の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？

「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。

*ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取り扱うことがあります。

・加入依頼書の「職業・職務」欄(「職種級別」欄を含みます。)は正しくご記入いただいていますか？

または、事例に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか？

・加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか？

*ご加入いただく保険商品の加入依頼書によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

この内容は、特約期間2017年10月1日午前0時から2018年9月30日午後12時(外国人技能実習生総合保険)・2017年10月1日午前0時から2018年10月1日午後4時(団体総合生活補償保険)の間で適用されます。

特約期間とは公益財団法人国際研修協力機構と引受保険会社の間で包括的に引受を行うことを約定した期間をいい、契約締結時に定めます。

ご加入に関することや、事故の連絡先・ご相談につきましては、取扱代理店「(株)国際研修サービス」までご連絡ください。

TEL **03-3453-3700** FAX **03-3453-3703**

保険契約者となって保険制度を運営する窓口【団体窓口】
公益財団法人 国際研修協力機構

〒108-0023 東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング11.12階

TEL 03(4306)1100 (代表)

FAX 03(4306)1112

A17-101781 使用期限2018年9月30日